概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第 13 級に該当するとして、障害等級 に該当しないとした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、〇会社にて大工として就労していた平成〇年〇月〇日、作業上において型枠材の加工作業を行っていたところ、鉄製の脚立が倒れてきて左眼部に当たり負傷した。負傷後、〇病院に受診したところ「眼窩ふきぬけ骨折(左)、外傷性視神経症(左)」と診断された。その後同年〇月〇日に〇病院に転医し5日間入院加療し、再度〇病院に転医、通院加療し平成〇年〇月〇日に症状固定となった。

請求人は症状固定後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、 請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級には該当しないとして不支給と する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

作業中に眼を負傷し、そのことが原因で視力が低下、その他強い光が左目に入ると痛みが出る。ものが 二重に見えることがあり、大工という仕事柄作業に影響が出る。

したがって、不支給処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 視力障害

矯正視力が0.7であるため障害等級に該当しない。

(2) 複視

○病院及び○病院において検査したへステストの検査結果から像の位置が水平方向または垂直方向の目盛りで5度以上離れた位置にあるとは確認されず、障害等級に該当しない。

(3) 融狀 暗宝

左眼部の周辺に皮膚の茶褐色変化を若干認めるが、人目につく程度以上には至らず、障害等級に該当しない。

(4) 神経症状

請求人の自訴する左眼部の疼痛については、常時疼痛が残っているものではないことから障害等級に該当しない。

(5) 以上のことから、請求人に残存する障害は障害等級に該当する程度の障害であるとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 視力障害

主治医作成の診断書によると左眼の矯正視力は 0.7 であったが、〇クリニック診断書によると左視力:裸眼 0.3、矯正 0.4 (再検 0.5) であることから〇病院に鑑定依頼をした結果、〇病院医師は左矯正視力を 0.6 と診断し、請求人の主訴、障害残存の原因等を勘案すると当該診断結果は妥当なものと判断できることから、請求人に残存する視力障害は「1 眼の視力が 0.6 以下になったもの」(障害等級第 13 級の 1)に該当すると認められる。

しかし、平成〇年〇月〇日検診の健康診断個人票によると、負傷前の左裸眼視力は 0.6 であり、「1 眼の視力が 0.6 以下になったもの」(障害等級第 13 級の 1)相当の既存障害が認められる。

(2) 複視

主治医作成の診断書によると主訴及び自覚症状は、「ものが二重見えると訴えており、障害残存理由には骨折部位に外眼筋及びその周囲に組織がはまり込んで癒着を起こしている、」と記載されているほか、「〇月〇日前医が行ったヘステストでは、5 度以内のずれしか確認できない」との意見を述べている。一方、請求人の提出した〇クリニック診断書によると、両眼開放下でどの方向でも複視を認めると記載されている。同クリニック医師によると「ヘステストは機械がないため行っていない。患者の主訴から判断した。」とのことであったため、〇眼科医院に鑑別診断を依頼したところ、ヘステストの結果一部垂直方向に5度以上離れているとのことであった。

よって、請求人の複視の障害の程度は、①請求人は審査官の聴取時に像が常時二重に見えると申述しており、常時性が認められる、②複視が生ずる理由として〇眼科医院の鑑別結果眼窩骨折により外眼筋が骨折部位にはまり込み癒着を起こしたとしている、③へステスト正面視以外では5度以上のずれが見られることから「正面視以外で複視を残すもの」(障害等級第13級の2の2)に該当すると認められる。

(3) 視野障害

鑑別を行った〇病院医師は「左眼同心性視野狭窄の結果となっているが、開眼が困難で今回の視野検査の結果は信頼性が低いと思われる。」と所見しており障害等級に該当しない。

(4) 羞明

鑑別した〇医師は外傷性散瞳はないと所見しており障害等級には該当しない。

(5) 醜状障害

左眼部の周辺に皮膚の茶褐色変化を若干認めるが、人目につく程度以上には至らず、障害等級には 該当しない。

(6) 神経症状

左眼部の疼痛について〇眼科医院医師は「骨折部に陥入している筋肉を使用する方向に動かすと疼痛が出る。労務に服することはできるが受傷部位に常時疼痛を残すもの」との判断をしていることからこの鑑定結果を採用し、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当する。

(7) 以上のことから、請求人に残存する障害は①視力障害が障害等級第13級の1と認められるが負傷前に障害等級第13級の1に該当する既存障害が認められる。②複視は鑑別診断の結果から障害等級第13級の2の2と認められる。③神経症状については障害等級第14級の9に該当するものと認められるが、当該神経症状は受傷部位に通常派生する疼痛であり前記②の障害に含まれるものである。

よって、請求人に残存している障害の程度は「正面視以外で複視を残すもの」(障害等級第13の2の2)に該当すると判断されるため、請求人の残存障害は障害等級に該当しないものとは認められず、監督署長が請求人に対してなした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく取り消されるべきである。